

那賀町 移住支援制度 令和5年度 ver.

教育に関すること

① 認定こども園の保育料負担軽減

- 0歳児から2歳児：住民税非課税世帯の保育料が無料
(所得に関わらず第2子は半額、第3子以降は無料)
- 3歳時から5歳児：すべての世帯の保育料が無料

< ①に関するお問い合わせは…すこやか育て課(0884-62-1150)まで >

② 放課後子ども教室

費用は年間800円の保険料のみ。夏休みも実施。
校舎や体育館などで子どもたちの放課後の居場所を確保し、特色ある体験・交流活動を実施

③ 那賀町ふる里留学制度

小・中学校のお子様がいるご家庭に、1人につき月額4万円を補助

「ふる里回帰留学」

- ・両親のいずれかのふる里が那賀町であること
- ・両親の3親等以内の親族にお子様を預け、継続して6か月以上就学することができること

「ふる里創り留学」

- ・家族で那賀町内に移住し、お子様が町立学校に1年以上就学することができること
- ・地域コミュニティと協調・協働した生活が送れる方

「ふる里山村留学」

- ・山村留学センター「結遊館」にお子様を預け、1つの学期以上就学することができること
- ・木頭地区住民とのふれあいを大切にできる方

④ 那賀町もんでこい奨学金

卒業後の那賀町への定住により返還金が還付される奨学金
高等専門学校(4~5年生)、高等学校専攻科(1~2年生)、
高等学校から看護師を養成する学校(上限5年)、
高等学校卒業程度以上を入学資格とする専門学校、専修学校、短期大学、大学までが対象
貸与額：月額5万円

< ②~④に関するお問い合わせは…教育委員会(0884-62-1106)まで >